

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……………一

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………(同)……………一

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………(同)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………三

○東京都立海上公園有料施設の休場日……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………五

告示

●東京都告示第七百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十

二年東京都条例第二百五号)第八條の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八條の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 登録番号

二 登録区分

三 登録検証機関名称

四 代表者氏名

五 営業所名称

六 変更前の営業所所在地

七 変更後の営業所所在地

八 変更年月日

十二

特定ガス・基準量
都内外削減量

優良事業所基準(第一区分)

LLOYD'S REGISTER
QUALITY ASSURANCE
LIMITED(ロイド レジスター
クオリティ アシユアランス
リミテッド)

野浦 晃

日本における代表者

所

LRQAジャパン 東京営業

所

中央区日本橋一丁目二番十号

東洋ビル五階

千代田区内神田一丁目十一番

十一号 藤井第一ビル二階二

一一

平成二十九年六月一日

●東京都告示第七百三十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

示す。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 登録番号

二 登録区分

三 登録検証機関

四 代表者氏名

五 休止する検証業務の範囲

六 休止期間

(一) 営業所名称

(二) 営業所所在地

(三) 業務の範囲

(四) 営業所名称

(五) 営業所所在地

(六) 業務の範囲

(七) 営業所名称

(八) 営業所所在地

(九) 業務の範囲

(一〇) 営業所名称

(一一) 営業所所在地

(一二) 業務の範囲

(一三) 営業所名称

(一四) 営業所所在地

(一五) 業務の範囲

(一六) 営業所名称

(一七) 営業所所在地

(一八) 業務の範囲

(一九) 営業所名称

(二〇) 営業所所在地

特定ガス・基準量
都内外削減量

優良事業所基準(第一区分)

LLOYD'S REGISTER
QUALITY ASSURANCE
LIMITED(ロイド レジスター
クオリティ アシユアランス
リミテッド)

野浦 晃

日本における代表者

所

LRQAジャパン 東京営業所

所

千代田区内神田一丁目十一番十一号

藤井第一ビル二階二一一

一一

平成二十九年六月一日から平成三十年

五月三十一日まで

●東京都告示第七百三十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 登録番号

十五

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量
優良事業所基準(第一区分)

三 登録検証機関
名称

SGSジャパン株式会社

四 代表者氏名

代表取締役 鈴木 信治

五 廃止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称

SGSジャパン株式会社 神保町事務
所

(二) 営業所所在
地

千代田区神田錦町三丁目七番二号 東
京堂錦町ビルディング八階

(三) 業務の範囲

都内外削減量に係る検証業務

六 廃止年月日

平成二十九年四月一日

一 登録番号

三十八

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量

三 登録検証機関
名称

ハウスプラス確認検査株式会社

四 代表者氏名

代表取締役 川股 孝志

五 廃止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称

ハウスプラス確認検査株式会社 本社

(二) 営業所所在
地

港区芝五丁目三十三番七号

(三) 業務の範囲

特定ガス・基準量に係る検証業務
都内外削減量に係る検証業務

六 廃止年月日

平成二十九年六月二十八日

●東京都告示第七百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

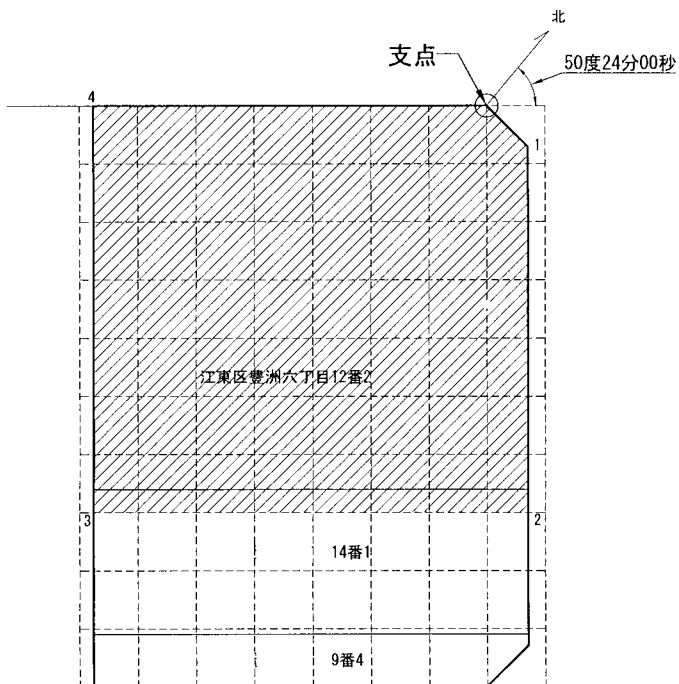
平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



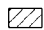
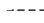

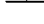
No	X座標	Y座標
支点	-39437.930	-3939.483
1	-39438.867	-3929.527
2	-39484.417	-3891.816
3	-39531.944	-3949.442
4	-39481.055	-3991.574

※上記座標は、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(50度24分00秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線
-  筆境界
-  敷地境界

●東京都告示第七百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百八十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十八日

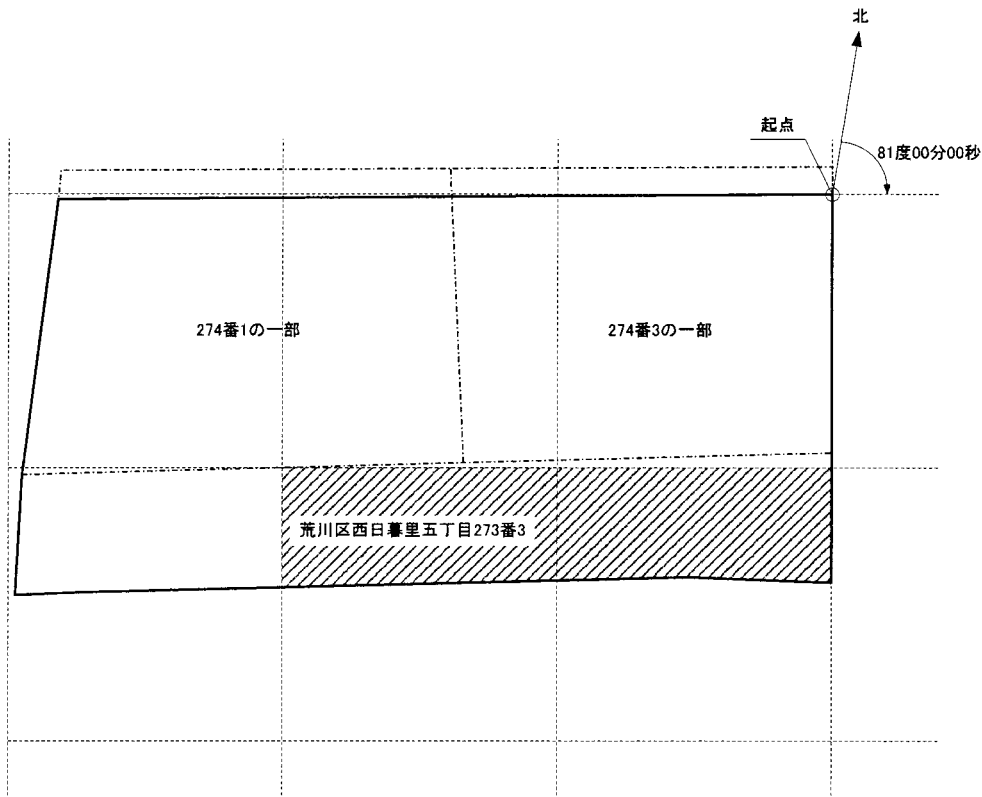
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(荒川区西日暮里五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



(凡例)

- 単位区画
- 敷地境界
- .-.-.- 筆境界
- ▨ 指定を解除する区域

(起点)

起点は、荒川区西日暮里五丁目274番3の一部の最北端とする。

(格子の回転角度(81度00分00秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十一号

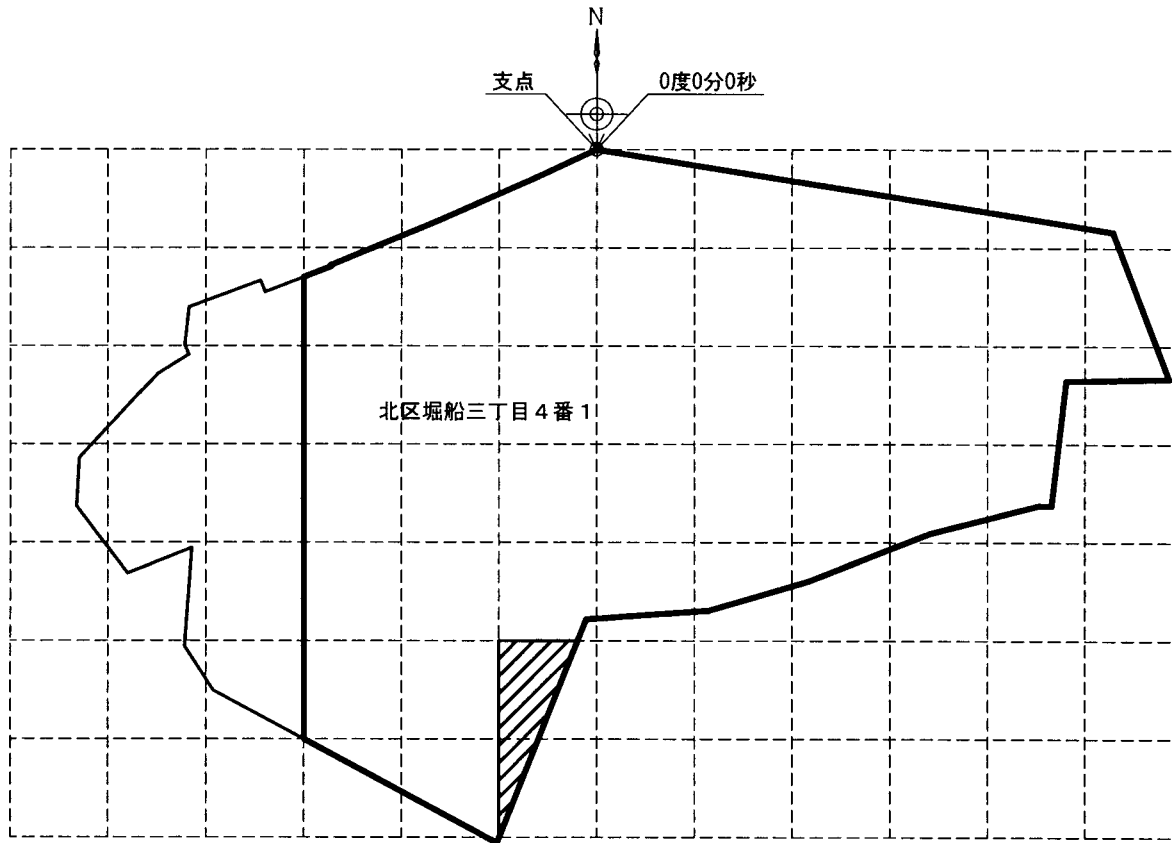
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第八百五十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区堀船三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図







【支点】

支点は、北区堀船三丁目4番1の最北端とする。

【格子の回転角度：0度0分0秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  : 指定を解除する区域
-  : 単位区画
-  : 筆境界線
-  : 調査範囲

公 告

東京都立海上公園有料施設の休場日について

東京都立海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第
二百四十二号）第十七条第一項ただし書の規定に基づき、

東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 休場する有料施設 東京都立大井ふ頭中央海浜公園の

陸上競技場、第二球技場、第二球
技場附帯施設、第二球技場附帯設
備、野球場、テニスコート、夜間
照明施設及び会議室

二 休場日 平成二十九年十二月五日

三 理由 電気設備点検のため

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001